

災害等による納期限等の延長について

（ 令和 2 年 1 1 月 9 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局 ）

災害等による納期限等の延長（個別指定等の導入）

現行制度

- 関税においては、災害発生後、告示により地域を指定し、納期限等を延長（地域指定による期限延長）（注1, 2）。
（注1）地域指定による期限延長をした場合、税関長は、指定地外検査許可手数料等の還付、免除等を行うことが可能。
（注2）新型コロナウイルス感染症については、令和2年5月11日に告示により全国を指定済。
（11月6日時点で、約130件の利用が確認されている）
- 国税においては、同様の地域指定によるほか、納付等をすべき者の申請に基づき税務署長等が期限延長（個別指定による期限延長）をすること、及びe-Taxの使用不能等により期限までに納付等を行うことができない者の範囲を指定して期限延長（対象者指定による期限延長）をすることも可能。

	関 税	国 税
地域指定による期限延長	○	○
個別指定による期限延長	×	○
対象者指定による期限延長	×	○

災害等による納期限等の延長（個別指定等の導入）

改正の必要性

- 地域指定による期限延長の場合、災害発生から告示までに、事務手続上、通常10営業日以上を要するだけでなく、被害等の実態把握のために時間を要し、被災者が災害の影響を被ってから告示までに相当程度の期間を要する場合が出てきている。
- 地域指定による期限延長をする前においても、国税の個別指定による期限延長と同様の期限延長を認めてほしい旨の要望が寄せられている。
- 国税の個別指定による期限延長と同様の期限延長を可能とすれば、告示が発出されるまでの間に到来する納付等について、予見可能性が向上するほか、適時・きめ細やかな対応が可能。
- また、ほぼ全ての輸出入者が利用するNACCSが使用不能となり多くの者が納付等を行うことができない場合に、国税の対象者指定による期限延長と同様の期限延長を可能とすれば、当該多くの者を対象として期限延長をする等の機動的な対応が可能。

改正の方向性

- 災害その他やむを得ない理由により期限までに納付等を行うことができない場合に、現行の地域指定による期限延長に加えて、国税の個別指定による期限延長及び対象者指定による期限延長と同様の期限延長を可能とするよう、令和3年度関税改正で措置することとしたい（注）。

（注）被災者の支援の観点から、特定災害が発生した場合の指定地外検査許可手数料等の還付、免除等についても、上記の措置に合わせて所要の措置を講ずることとしたい。

災害等による納期限等の延長（個別指定等の導入）

国税の個別指定による期限延長と同様の期限延長を可能とした場合のメリットの例

- 地域指定による期限延長までに被災者の納期限延長後の納期限が到来する場合において、当該被災者は当該納期限到来前に税関長に申請をすることにより当該納期限が延長されるかどうかを確認できる。このため、性急な関税等の納付手続を避けることが可能となる。

